

○伊達市介護保険サービスに係る社会福祉法人利用者負担軽減事業実施要綱

平成18年1月1日告示第83号

改正

平成18年7月28日告示第233号

平成19年3月16日告示第12号

平成20年3月18日告示第27号

平成21年9月11日告示第95号

平成26年6月25日告示第75号

伊達市介護保険サービスに係る社会福祉法人利用者負担軽減事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく居宅サービス又は施設サービス（以下「介護保険サービス」という。）を行う社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）等が低所得者で特に生計が困難である者及び生活保護受給者に対して利用者負担の軽減を行う事業について、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「国通知」という。）及び伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(実施の申出)

第2条 軽減を行おうとする社会福祉法人等（福島県内に主たる事業所が所在するものに限る。）は、市長に対して、介護保険サービスに係る社会福祉法人利用者負担軽減事業実施申出書（様式第1号）によりその旨の申出を行うものとする。

(対象者)

第3条 軽減の対象者は、**市町村民税非課税世帯**に属する者であって、次の各号の要件を全て満たすもののうち、**収入**、**世帯**の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めたもの及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯にあつては150万円、2人以上の世帯にあつては150万円に世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯にあつては350万円、2人以上の世帯にあつては350万円に世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

(3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

(4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条に規定する旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下のもの（ユニット型個室の居住費に係る利用者負担がある者の当該利用者負担の額を除く。）については、軽減の対象者としな

（対象サービス等）

第4条 軽減の対象となる介護保険サービス（以下「軽減対象サービス」という。）は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・臨時対応型訪問看護介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護とし、軽減の対象となる費用は、軽減対象サービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費を含む。以下同じ。）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。

2 生活保護受給者における軽減の対象となる費用は、個室の居住費に係る利用者負担額とする。

（申請及び決定）

第5条 軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護保険サービスに係る社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第3条に規定する要件について^{審査}のうえ軽減対象の可否を決定し、その結果を介護保険サービスに係る社会福祉法人利用者負担軽減対象決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（確認証）

第6条 市長は、前条の規定により軽減の対象として決定したときは、介護保険サービスに係る社会福祉法人利用者負担軽減確認証（様式第4号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

2 前項に規定する確認証の交付を受けた者（以下「軽減対象者」という。）が、第2条の規定による軽減措置の申出を行った社会福祉法人等（以下「事業実施法人等」という。）の行う軽減対象サービスを利用するときは、当該事業実施法人等に確認証を提示するものとする。

（確認証の適用日、有効期限及び更新）

第7条 確認証の適用日は、第5条第1項の申請（以下「軽減申請」という。）を行った日の属する月の初日とし、その有効期限は、翌年度の7月31日（4月1日から7月31日までの期間に軽減申請が行われたときは、当該年の7月31日）とする。

2 新たに本市の要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受け軽減対象者となった者の軽減申請がその資格を取得した日の属する月に行われたときは、前項の規定にかかわらず確認証の適用日は当該要介護認定等の日とする。

3 第1項に規定する有効期限前に、本市の要介護被保険者等に該当しなくなった者に係る確認証の有効期限は当該非該当となった日とし、第3条に規定する軽減対象者の要件を欠くに至った者に係る確認証の有効期限は軽減対象者の要件を欠くに至った日の属する月の末日とする。

4 第1項に規定する有効期限満了後も軽減の適用を受けようとする者は、有効期限の満了月の前月から満了日までの間に確認証の更新を受けなければならない。この場合において、その適用日は、有効期間満了日の翌日とする。

（確認証の記載事項変更届等）

第8条 軽減対象者は、次の各号のいずれかに該当したときは、市長に、介護保険サービスに係る社会福祉法人利用者負担軽減確認証記載事項変更（喪失）届出書兼再交付申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

- （1）本市の要介護被保険者等に該当しなくなったとき
- （2）第3条の規定に該当しなくなったとき
- （3）氏名又は住所を変更したとき
- （4）確認証を紛失し、消失し、又はき損したとき

（確認証の返還）

第9条 軽減対象者が前条第1号及び第2号のいずれかに該当したこととなったとき、又は確認証の有効期限が満了したときは、市長に確認証を返還しなければならない。

（軽減の程度）

第10条 事業実施法人等が、軽減を行う場合の軽減の程度は、次に掲げるとおりとする。

- （1）生活保護受給者 全額
- （2）老齢福祉年金受給者 2分の1
- （3）前2号以外のもの 4分の1

2 前項の規定にかかわらず、平成25年8月1日施行又は平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は法第51

条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費及び法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き第3条の規定に該当するものの居住費の軽減の程度は全額とし、居住費以外の軽減の程度は4分の1（老齢福祉年金受給者にあつては、2分の1）とする。

（適用関係）

第11条 この要綱に基づく事業を実施する場合における他施策との適用関係は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 軽減対象者が国通知（別添1）に規定する障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業の適用を受けるときは、当該事業の適用を行った後に、必要に応じてこの要綱による軽減を行うものとする。
- （2） 軽減対象者が法第51条第1項に規定する高額介護サービス費又は法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費の適用を受けるときは、この要綱による軽減を行った後に、当該サービス費の支給等を行うものとする。ただし、定期巡回・随時対応型訪問看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第2段階の者のサービスに係る利用者負担については、この要綱による軽減の対象としない。
- （3） 軽減対象者が法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費又は法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費の適用を受けるときは、この要綱による軽減の適用を行った後に、当該サービス費の支給等を行うものとする。
- （4） 法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費及び法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費については、当該サービス費の支給後の利用者負担額に、この要綱による軽減の適用を行うものとする。

（補助金の額等）

第12条 市長は、事業実施法人等がこの要綱に基づく事業を行った場合には、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助金の額は、利用者負担を軽減した総額（補助措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、事業実施法人等の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する1パーセントを超えた部分とし、その2分の1以下の範囲内とする。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する事業実施法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利

用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分について、全額を補助の対象とするものとする。

- 3 前項の補助金の額の算定は、事業所又は施設を単位として行い、その額に1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。

(状況の報告)

第13条 事業実施法人等は、毎月10日（3月分については、3月末日とする。）までに前月における軽減の状況を、介護保険サービスに係る社会福祉法人利用者負担軽減事業実施状況報告書（様式第6号）により、市長に報告しなければならない。

(交付申請及び実績報告)

第14条 事業実施法人等は、3月末日までに補助金の交付申請及び実績報告を行うものとする。

- 2 規則第15条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、介護保険サービスに係る社会福祉法人利用者負担軽減事業実績報告書（様式第7号）とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の梁川町社会福祉法人による利用者負担軽減事業実施要綱（平成14年梁川町訓令第14号）、梁川町社会福祉法人による利用者負担軽減事業補助金実施要綱（平成14年梁川町訓令第15号）、保原町社会福祉法人による利用者負担軽減事業実施要綱（平成14年保原町告示第12号）、保原町社会福祉法人による利用者負担軽減事業補助金実施要綱（平成14年保原町告示第13号）、月舘町社会福祉法人による利用者負担軽減事業実施要綱（平成14年月舘町訓令第3号）、月舘町社会福祉法人による利用者負担軽減事業補助金実施要綱（平成14年月舘町訓令第4号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(税制改正に伴う特例措置)

- 3 平成18年6月1日現在において利用者負担第3段階に該当する者のうち、地方税法上の個人住民税に係る高齢者の非課税限度額の廃止に係る経過措置対象者及びその者と同一の世帯に属する要介護等被保険者については、次の各号により平成18年7月1日から平成20年6月30日まで行う

ものとする。

- (1) 軽減対象サービス 第4条第6号中「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費」とあるのは、「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）」と読み替える。
- (2) 軽減の対象者 第3条中「市町村民税非課税世帯の者」とあるのは、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第8条第3項に規定する特定被保険者(同条第1項及び第2項に該当するものを除く。）」と読み替える。
- (3) 軽減の対象者 第3条第1号中「150万円」とあるのは、「190万円」と読み替える。
- (4) 軽減額 第10条第2項中「4分の1」とあるのは、「8分の1」と読み替える。

附 則（平成18年7月28日告示第233号）

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日告示第12号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に作成されている改正前の伊達市社会福祉法人利用者負担軽減事業実施要綱に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年3月18日告示第27号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月11日告示第95号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第11条の規定は、平成21年4月1日から適用する。
（平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置）
- 2 第4条中第1号から第5号までの軽減対象サービスに係る利用者負担の額の軽減は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に限り、第10条第2項の規定中「2分の1」とあるのは「53パーセント」と、「4分の1」とあるのは「28パーセント」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年6月25日告示第75号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の伊達市介護保険サービスに係る社会福祉法人利用者負担軽減事業実施要綱の規定（第12条の改正規定及び第13条を第15条とし、第12条の次に2条

を加える改正規定を除く。)は、平成25年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の伊達市介護保険サービスに係る社会福祉法人利用者負担軽減事業実施要綱の第5条の規定による軽減を受けた者並びに第7条第6項の規定により有効期限の延長を行う者又はこの要綱による改正後の社会福祉法人利用者負担軽減事業実施要綱の第5条の規定による軽減を受けようとする者が、平成26年7月1日から平成26年7月31日までの期間に申請を行う場合における確認証の有効期限は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成27年7月31日までとする。

(伊達市介護保険サービスに係る社会福祉法人利用者負担軽減事業に対する補助金交付要綱の廃止)

- 3 伊達市介護保険サービスに係る社会福祉法人利用者負担軽減事業に対する補助金交付要綱(平成19年伊達市告示第13号)は廃止する。

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第13条関係)

様式第6号別紙(第13条関係)

様式第7号(第14条関係)